

平成25年8月27日  
省エネルギー対策課

## 電気需要平準化に関し事業者が取り組むべき 措置に関する指針(告示)について(案)

### 1. 背景

- ・ 改正省エネ法第5条第2項において、経済産業大臣は、電気需要平準化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るため事業者が取り組むべき措置に関する指針を定め、公表することとされている。
- ・ 事業者が取り組むべき措置として本指針に定める事項としては、「1 電気需要平準化時間帯における電気の使用から燃料又は熱の使用への転換」(第2項第1号)、「2 電気需要平準化時間帯から電気需要平準化時間帯以外の時間帯への電気を消費する機械器具を使用する時間の変更」(第2項第2号)及び「3 その他事業者が取り組むべき措置」(第2項)に関することとされている。
- ・ このため、本指針に定めるべき1～3の具体的な内容について検討する必要がある。
- ・ なお、1～3のほか、改正省エネ法第5条第2項第1号において、経済産業大臣が指定することとなっている「電気需要平準化時間帯」についても本指針に定めることとしたい。

### 2. 指針に定める事項

- ・ 指針は、「1 電気需要平準化時間帯における電気の使用から燃料又は熱の使用への転換」、「2 電気需要平準化時間帯から電気需要平準化時間帯以外の時間帯への電気を消費する機械器具を使用する時間の変更」及び「3 その他事業者が取り組むべき措置」の構成とし、それぞれ以下の内容を定めることとする。

#### <前段>

- ・ まず前段において、事業者が電気需要平準化に資する措置を実施するに当たり、特に重要かつ共通的な事項について定めることとする。
- ・ 具体的には、以下に掲げる事項について、記述することとしたい。
  - ◇ 電気需要平準化に資する措置とエネルギーの使用の合理化の関係
  - ◇ 電気需要平準化時間帯
  - ◇ 取組方針の策定及び時間帯別の電気使用量の把握並びに電気需要平準化評価原単位を目標とした電気需要平準化に資する措置の実施
  - ◇ 電気需要平準化に資する措置の実施に当たって留意すべき事項(エネルギー)

一の使用の合理化を著しく妨げないこと、地域の需給状況に応じて適切に対応すること、労働環境の悪化や従業員の負担の増加につながらないようにすること)

<1 電気需要平準化時間帯における電気の使用から燃料又は熱の使用への転換>

- ・ 以下に掲げる設備の設置や運用に関する事項を記述することとしたい。
  - ◇ 自家発電設備の活用(コージェネレーション設備、発電専用設備)
  - ◇ 空気調和設備等の熱源の変更

<2 電気需要平準化時間帯から電気需要平準化時間帯以外の時間帯への電気を消費する機械器具を使用する時間の変更>

- ・ 以下に掲げる設備の設置や運用に関する事項を記述することとしたい。
  - ◇ 電気を消費する機械器具の作業時間の変更
  - ◇ 蓄電池及び蓄熱システムの活用

<3 その他事業者が取り組むべき措置>

- ・ その他事業者が取り組むべき以下の措置について記述することとしたい。
  - (1) エネルギーの使用の合理化に関する措置
    - ◇ 電気需要平準化時間帯におけるエネルギーの使用の合理化に関する措置の徹底
    - ◇ 電気の使用量の計測管理の徹底
  - (2) 電気需要平準化に資するサービスの活用
    - ◇ BEMSアグリゲータ等によるサービス